

修習給付金案内

この冊子には、修習給付金に関する必要な情報を
まとめていますので、必ずお読みください。 ※提出期限あり

司法研修所事務局
総務課・経理課

目次

	頁番号
提出書類一覧・提出先（問合せ先）	2
各届出に関する注意・連絡事項	3
振込口座届出書	4
☐振込口座届出書に関する注意・連絡事項	(4)
◎ 振込口座として指定できる金融機関	(4)
◎ 振込口座届出書(様式)	(5)
支給日等一覧表	6
基本給付金	6
◎ 支給額	(6)
住居給付金	7
◎ 支給要件	(7)
◎ 支給額	(7)
◎ 届出	(8)
◎ 支給の始期	(9)
◎ 支給の終期	(10)
◎ 事後の確認	(10)
◎ 標準的な届出事例(類型別)	(11)
◎ 住居届(様式, 記載例)	(17)
移転給付金	23
◎ 支給要件	(23)
◎ 路程及び支給額	(23)
◎ 届出	(24)
◎ 移転届(様式, 記載例)	(25)
所得税等の取扱い	27
◎ 所得税・住民税	(27)
◎ 健康保険	(27)
◎ 年金	(27)
◎ その他	(28)

(資料)

裁判所法(抄)

司法修習生の修習給付金の給付に関する規則

(法令の略称)

裁判所法：法

司法修習生の修習給付金の給付に関する規則：規則

提出書類一覧

提出対象者	提出書類	提出期限	提出先	詳細
<u>全 員</u>	振込口座届出書	<u>11月2日(木)</u>	経理課経理係	4頁～
要件該当者のみ	住居届等	8頁を参照	総務課人事係	7頁～
	移転届	24頁を参照	経理課経理係	23頁～

提出先（問合せ先）

司法研修所 総務課人事係（本館5階） ☎048-233-0025（直通）	（郵送） 〒351-0194 埼玉県和光市南二丁目3番8号 司法研修所●●課●●係 宛
司法研修所 経理課経理係（本館1階） ☎048-460-2031（直通）	

※ 提出先が異なるものを同じ時期に郵送する場合
 まとめて同封の上、総務課人事係宛てに提出することができます。

※ 問合せ

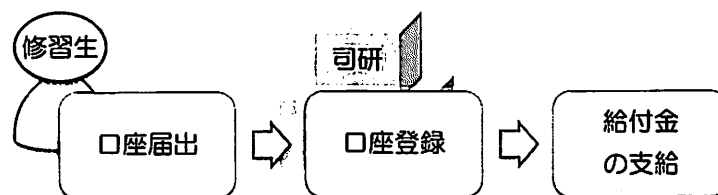
本案内を十分に読んだ上で、なお疑義が生じる場合には、提出先（問合せ先）に確認してください。

電話による問合せの受付時間は、午前9時から午後5時まで（土日祝を除く。）です。
 問合せの際は、組、番号及び氏名をお伝えください。

各届出に関する注意・連絡事項

- 1 届出書の記載に当たっては、記載例をよく読んで、正確に記載してください。
- 2 黒のペン又はボールペンを用いて、漏れなくかき書で丁寧に記載してください。
- 3 記載した事項を訂正する場合は、誤って記載した事項を二重線「=」で抹消の上、訂正印を押印し、抹消した部分の上部に正しい事項を記載してください（修正液又は修正テープ等は使用不可）。
- 4 押印する際は、印影が不鮮明とならないよう留意してください（スタンプ式は不可）。
- 5 修習給付金の支給方法については、振込口座届出書により届出がされた指定口座への振込に限ります（現金払不可）。
- 6 疎明資料の提出遅滞などにより、支給日（6頁）に受給できないことがあります。
- 7 提出期限を徒過すると、住居給付金及び移転給付金を受給できなくなる場合がありますので、届出に遺漏のないよう十分に注意してください。
- 8 必要な届出を怠り、または、事実と異なる届出をしたことにより、不正受給等が生じた場合には、非違行為として罷免、修習の停止又は戒告の処分や注意の措置を受けることがあります。
- 9 届出書の様式は最高裁判所ウェブサイトにも掲載する予定ですので、各自ダウンロードして利用してください。
なお、総務課人事係（本館5階）又は経理課経理係（本館1階）の各窓口において直接受け取ることも可能です。
- 10 メールでの問合せは受け付けておりません。
- 11 提出された届出書に不備があった場合、担当者から確認又は指示の連絡をすることがありますので、各書類の連絡先には、日中確実に連絡可能な電話番号（携帯電話等）を記入してください。

振込口座届出書



※ 住居給付金又は移転給付金の支給には、別途、住居届又は移転届の提出が必要です。

提出対象者	提出書類	提出期限 (必着)	提出先
<u>全 員</u>	振込口座届出書	<u>1 1 月 2 日 (木)</u>	経理課経理係

◎振込口座届出書に関する注意・連絡事項

- 1 本人名義の口座（旧姓及び通称の口座は不可）とし、氏名のフリガナは金融機関に届けたフリガナを記載してください。
- 2 複数の口座を指定することはできません。
- 3 振込を確実に行う必要があることから、やむを得ない事情がある場合を除き、振込口座の変更は控えてください。
なお、改姓、銀行の統廃合など、届出内容に変更が生じる場合には、振込口座の名義等を変更する前に提出先の経理課経理係に連絡してください。
- 4 ゆうちょ銀行の通帳には、「記号・番号」と「店番・口座番号」の2種類が記載されていますが、「記号・番号」（5桁・8桁）を記載してください。
- 5 振込口座届出書により提供を受けた個人情報については、修習給付金の支給に関する事務を実施する目的のため、当該事務の委託を受けた者に提供することがあります。

◎振込口座として指定できる金融機関

振込口座として指定できる金融機関は、日本国内の都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、労働金庫、ゆうちょ銀行、信託銀行、信用組合、農業協同組合等です。

なお、次の金融機関には振込はできません。 ※ 平成29年7月28日現在

ジャパンネット銀行
 セブン銀行
 じぶん銀行
 大和ネクスト銀行
 ニューヨークメロン信託銀行
 新銀行東京
 スタンダード・チャータード銀行
 パークレイズ銀行
 クレディ・アグリコル銀行
 兆豊国際商業銀行

バンクネガラインドネシア
 ユービーエス・エイ・ジー
 オーバーシー・チャイニーズ銀行
 ユバファーアラブ・フランス連合銀行
 DBS銀行
 コメルツ銀行
 ウリイ銀行
 オーストラリア・コモンウェルス銀行
 ステート・ストリート銀行

年 月 日

司法研修所 御中

組 番 修習地: _____

氏名 _____ ⑨

連絡先 _____

振込口座届出書

修習給付金の振込口座について、下記のとおり届け出ます。

なお、最高裁判所が修習給付金の給付に関して提供を受けた下記の個人情報を、修習給付金の給付に関する事務を実施する目的のために、当該事務の委託を受けた者に提供することについて同意します。

記

フリガナ	※必ず金融機関に届け出たフリガナを記入する
氏名 (口座名義人)	※修習生本人の口座に限る

振込先 (一般銀行等又はゆうちょ銀行のいずれかを選択し、記入する)	
一般銀行等	※該当する箇所を○で囲む 名称 銀行 本店 信用金庫 支店 信用組合 出張所
	※該当する箇所を○で囲む 預金種別 普通 当座 (総合)
	銀行等コード <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 店舗コード <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
	※右詰めとし、空欄には「0」を記入する 口座番号 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
ゆうちょ銀行	銀行等コード <input type="text"/> 9 <input type="text"/> 9 <input type="text"/> 0 <input type="text"/> 0 店舗コード <input type="text"/> 0 <input type="text"/> 0 <input type="text"/> 0
	※右詰めとし、空欄には「0」を記入する 記号 <input type="text"/> 1 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 0 番号 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>

注意事項

- 1 ゆうちょ銀行の場合、振込可能口座は総合口座(記号の1桁目が「1」から始まるもの)に限ります。
- 2 振込先の名称、コード、口座番号、口座名義(フリガナ)は、正確に記入してください。

支給日等一覧表

給付期間	支給日	
	基本給付金	住居給付金
①平成29年11月27日～12月26日	平成29年12月15日	平成30年1月15日
②12月27日～平成30年1月26日	平成30年1月15日	2月15日
③1月27日～2月26日	2月15日	3月15日
④2月27日～3月26日	3月15日	4月16日
⑤3月27日～4月26日	4月16日	5月15日
⑥4月27日～5月26日	5月15日	6月15日
⑦5月27日～6月26日	6月15日	7月17日
⑧6月27日～7月26日	7月17日	8月15日
⑨7月27日～8月26日	8月15日	9月18日
⑩8月27日～9月26日	9月18日	10月15日
⑪9月27日～10月26日	10月15日	11月15日
⑫10月27日～11月26日	11月15日	修習終了日
⑬11月27日～修習終了日	修習終了日	平成31年1月15日

移転給付金	支給すべきことを認定した日以後に到来する上記の支給日 ※ 事務処理の都合上、直近の支給日に支給されない場合があります。
--------------	--

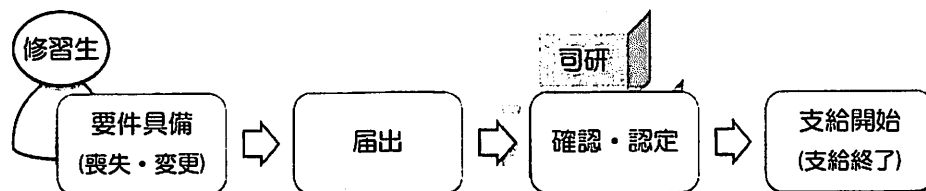
基本給付金

◎支給額

一の給付期間につき、135,000円（規則2条1項）

ただし、上記⑬の給付期間等については、日割りによって計算されます。（規則2条1項ただし書、2項）

住居給付金



◎支給要件

住居給付金の支給対象者は、次の①～③の要件（住居給付要件）をすべて満たし、所定の様式（住居届）により居住の実情を届け出た者です。（法67条の2第4項，規則5条）

- ① 自ら居住するため
- ② 住宅（貸間を含む。）を借り受け
- ③ 家賃（使用料を含む。）を支払っている
 - ・電気，ガス，水道等の料金や住宅ローンの返済金は家賃ではありません。

ただし、次に掲げる住宅の全部又は一部を司法修習生が借り受けて当該住宅に居住している場合、住居給付金は支給されません。（法67条の2第4項，規則4条1項）

▶ 配偶者，父母又は配偶者の父母が所有する住宅

☑配偶者，父母又は配偶者の父母が借り受け，居住している住宅

※ 配偶者とは、婚姻の届出をしておらず、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。以下、これらの住宅を「配偶者等住宅」といいます。

◎支給額

一の給付期間につき、35,000円（規則4条2項）

ただし、次に掲げる給付期間等については、日割りによって計算されます。（規則4条2項ただし書，3項）

▶ 支給日等一覧表（6頁）⑬の給付期間

▶ 規則4条3項各号に掲げる期間を含む給付期間
（ex. 司法研修所の寮に居住した期間）

◎届出

区分	提出対象者	提出書類	提出期限	提出先
新規	住居給付要件を具備した者	・住居届 ・賃貸借契約書(写)	要件を具備した 日から <u>7日以内</u>	総務課 人事係
喪失	住居給付要件を喪失した者	・住居届	<u>速やかに</u>	
変更	居住の実情に変更が生じた者 ※ 新規及び喪失の場合を除く。	・住居届 ・賃貸借契約書(写)		

住居給付要件を具備（又は喪失、変更）した者は、居住の実情を速やかに届け出る必要があります。（規則5条）

ただし、新規の区分に該当する者は、後述のとおり届出日が支給の始期に影響しますので、必ず要件を具備した日から7日以内（必着）に届け出てください。

(注) (1) これらの届出は、平成18年4月17日付け司法研修所長通知「司法修習生の規律等について」第4に定める身上等に関する届出とは別の届出ですので、届出漏れのないように注意してください。

(2) やむを得ない事情により賃貸借契約書(写)の提出が遅れるときは、必ず住居届のみ期限内に先に提出し、当該契約書(写)が整い次第速やかに提出してください。

(3) 賃貸借契約書(写)は、抜粋ではなく、全頁の写しを提出してください（両面印刷可）。

なお、賃貸借契約書が作成されていない場合には、契約に関する貸主の証明書を提出してください。同証明書の様式については、総務課人事係に問い合わせてください。

(4) 認定の際に疑義が生じた場合には、提出書類に掲げる書類の他に、別途疎明資料を求めることがあります。

(5) 住居給付金の支給を受けている者が、転居等により対象となる住宅に居住しなくなった場合は、対象住宅の賃貸借契約が継続していたとしても、原則として住居給付要件を喪失するので、「喪失」の届出が必要となります（転居先が別の賃貸住宅である場合は、「変更」の届出が必要となります。）。

ただし、導入修習又は集合修習の期間については、その間に対象住宅の賃貸借契約を継続し（家賃等の支払を含む。）、かつ、導入修習又は集合修習の終了後に対象住宅に戻って居住する場合に限り、①司法研修所の寮に入寮する者は、例外的に届出不要となり、②自宅や実家、配偶者の所有する住宅等に居住する者は、「変更」の届出をすることになります。なお、これらの期間は住居給付金の支給対象にはなりません。

詳細は、標準的な届出事例（類型別）の類型B（12頁）及び類型C（13頁）を参照してください。

◎支給の始期

原則

要件具備日の属する給付期間の次の給付期間（要件具備日が給付期間の初日であるときは、要件具備日の属する給付期間）から開始します。（規則7条1項）

【事例】

a 要件具備日が H30.2.1 の場合 ⇒ 要件具備日の属する給付期間の次の給付期間である H30.2.27~H30.3.26 から開始される。

1.27	2.26/2.27	3.26/3.27
支給対象でない×	支給対象○	
2.1具備		

b 要件具備日が H30.1.27 の場合 ⇒ 要件具備日の属する給付期間である H30.1.27~H30.2.26 から開始される。

1.27	2.26/2.27	3.26/3.27
支給対象○		
1.27具備		

注意

要件具備日から7日を経過した後に届出がされたときは、その届出を受理した日の属する給付期間の次の給付期間（その日が給付期間の初日であるときは、その日の属する給付期間）から開始します。（規則7条1項ただし書）

【事例】

要件具備日が H30.2.26 で、7日を経過した後である H30.3.6 に届出がされた場合 ⇒ 届出を受理した日の属する給付期間の次の給付期間である H30.3.27~H30.4.26 から開始される。

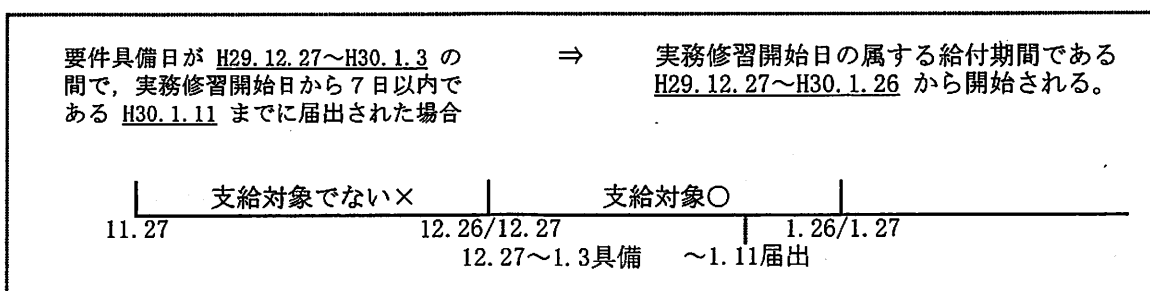
1.27	2.26/2.27	3.26/3.27	4.26/4.27
支給対象でない×	支給対象でない×	支給対象○	
	2.26具備	3.6届出	

このような事態を避けるため、必ず要件を具備した日から7日以内（必着）に届け出てください！

特 例

分野別実務修習の開始に伴い実務修習開始日の前日までに新たに要件を具備し、かつ、実務修習開始日から7日以内に届出をしたときは、実務修習開始日の属する給付期間から住居給付金の支給を開始します。(規則7条2項)

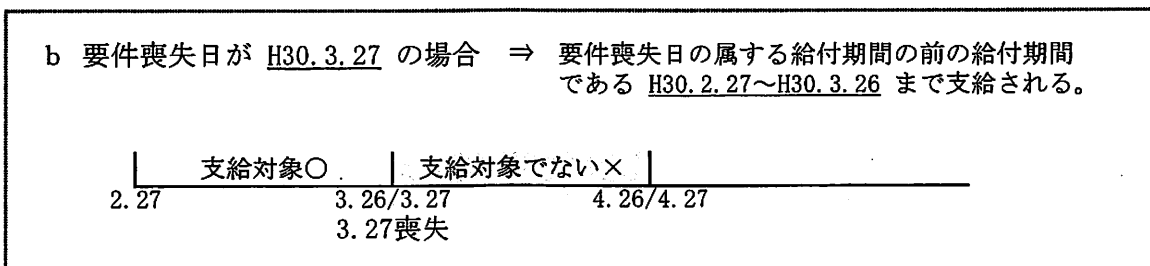
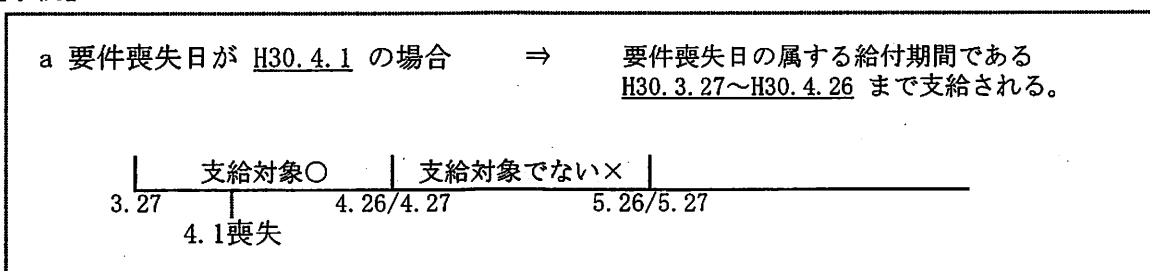
第71期の実務修習開始日は 平成30年1月4日(木) であり、特例は次のとおりです。



◎支給の終期

住居給付金の支給は、要件を欠くに至った日の属する給付期間(その日が給付期間の初日であるときは、その日の属する給付期間の前の給付期間)をもって終わります。(規則7条1項)

【事例】



◎事後の確認

現に住居給付金の支給を受けている者が住居給付要件を具備しているかどうか、確認する場合があります。(規則9条)

◎標準的な届出事例(類型別)

(注意) A班の修習日程を基に説明しています。

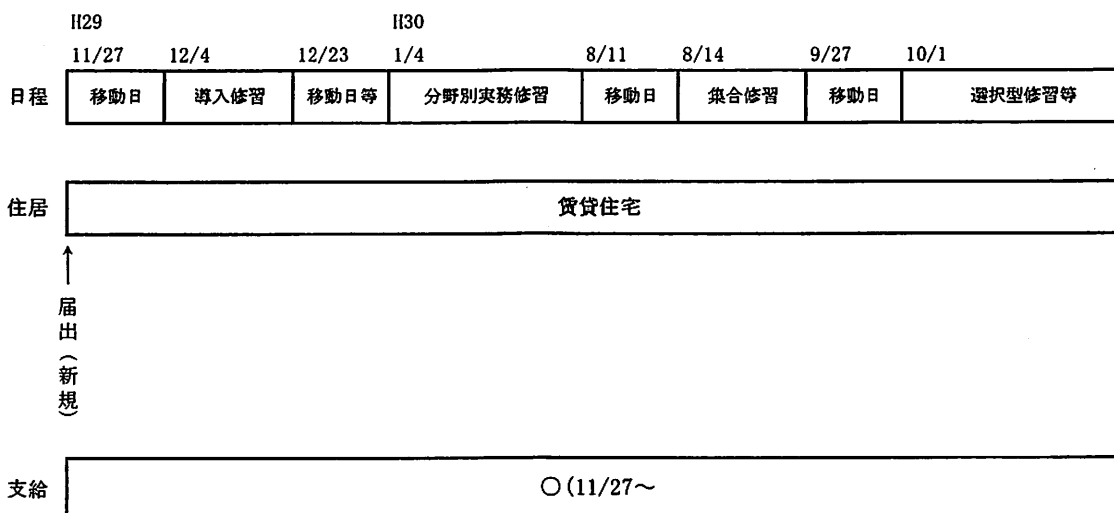
(凡例) **賃貸住宅** : 住居給付要件の具備 (法67条の2第4項)

寮 : 司法研修所の寮 (規則4条3項3号)

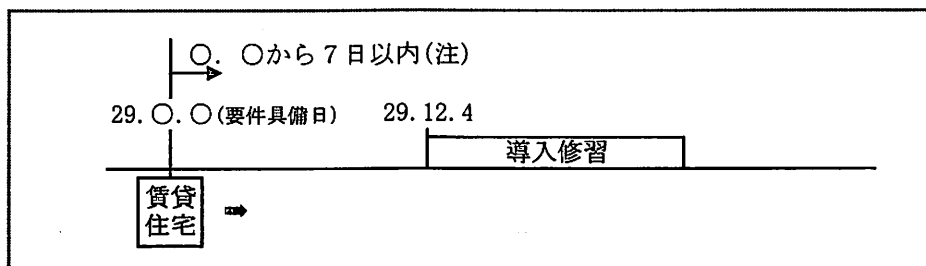
自宅等 : 司法修習生が所有する住宅, 無償住宅又は配偶者等住宅
(規則4条3項4号, 5号)

【類型A】

賃貸住宅に居住し, 修習を終えるまで転居しない者



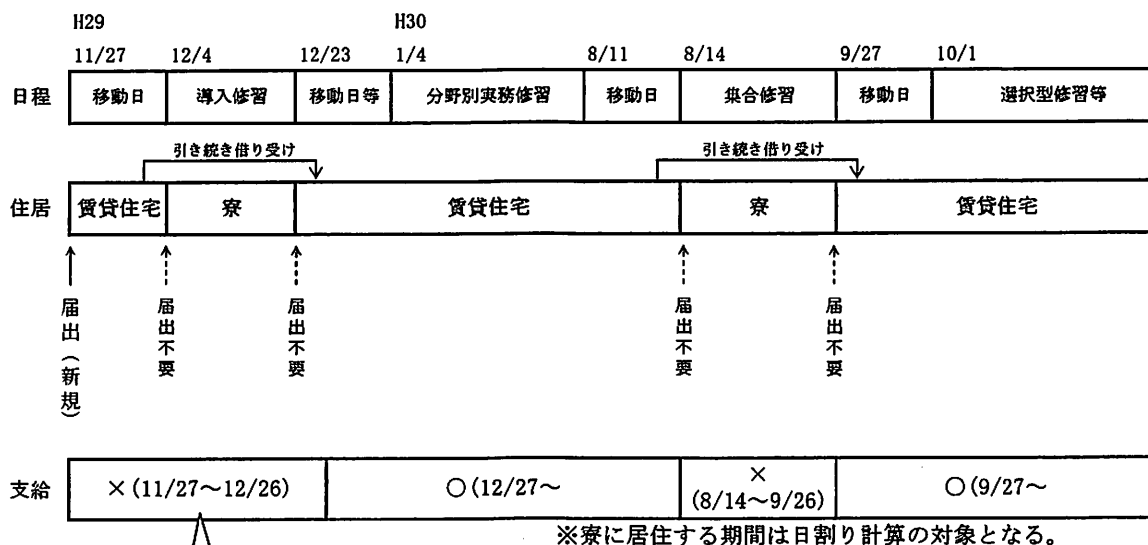
届出(新規)



(注) 11月27日(月)に要件を具備している者は, 12月4日(月)までに届け出てください。12月5日(火)以降に届け出た場合, 最初の給付期間(11月27日~12月26日)にかかる住居給付金は支給されません。支給の始期の詳細については, 9頁を参照してください。

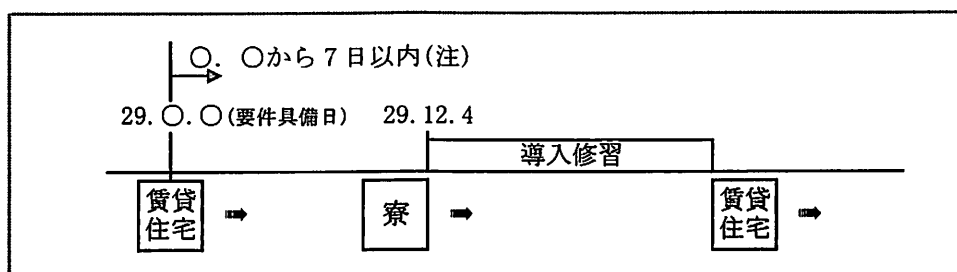
【類型B】

賃貸住宅に居住し、導入修習及び集合修習の期間については司法研修所の寮を利用する者



導入修習中、司法研修所の寮に居住する場合は、実務修習地等に住宅を借り受けていても、最初の給付期間（H29. 11. 27~H29. 12. 26）にかかる住居給付金は支給されません。（規則4条3項3号，6号）

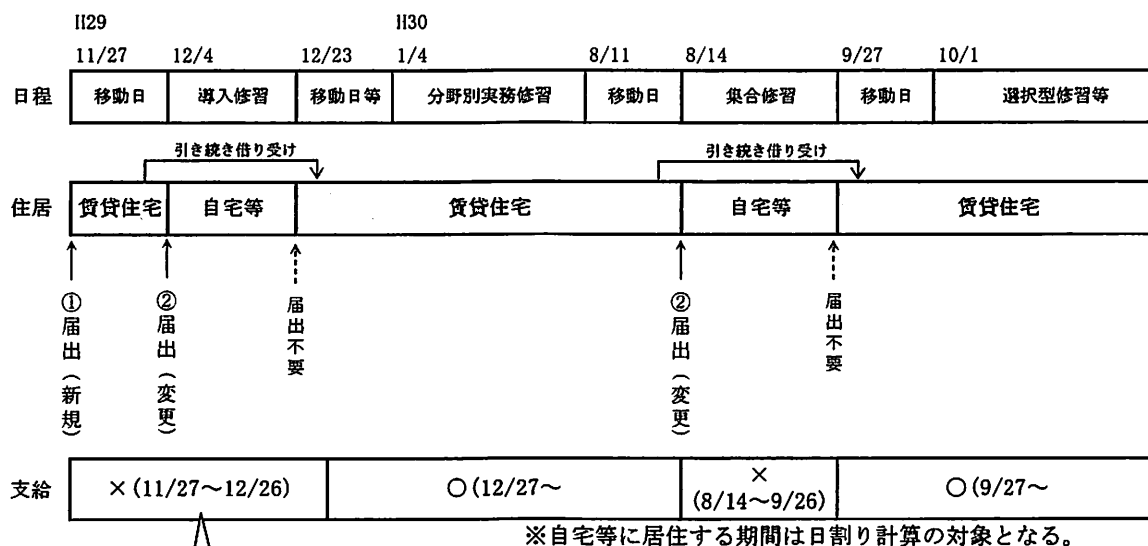
届出（新規）



(注) 11月27日(月)に要件を具備している者は、12月4日(月)までに届け出てください。

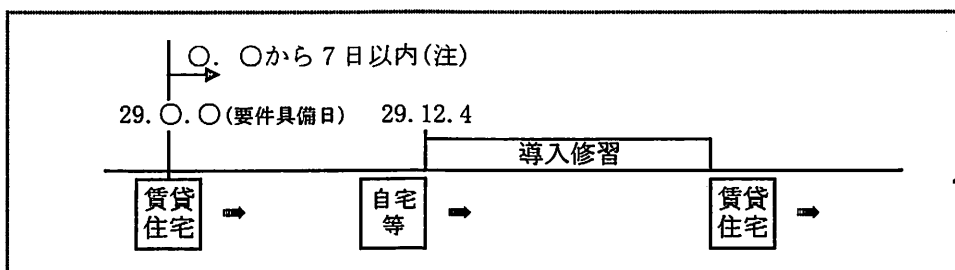
【類型C】

賃貸住宅に居住し、導入修習及び集合修習の期間については司法修習生が所有する住宅、実家等無償で居住することができる住宅（以下「無償住宅」という。）又は配偶者等住宅を利用する者



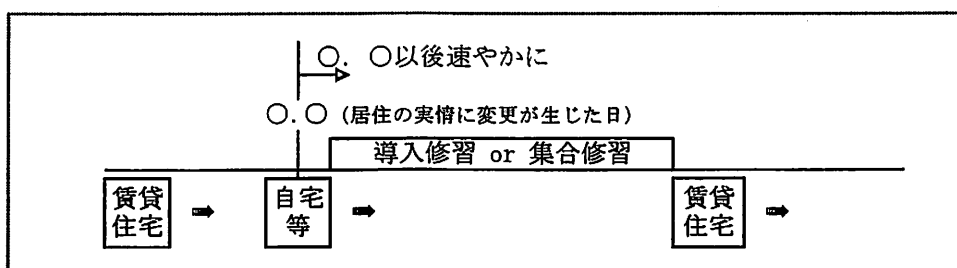
導入修習中、司法修習生が所有する住宅、無償住宅又は配偶者等住宅に居住する場合は、実務修習地等に住宅を借り受けていても、最初の給付期間（H29.11.27～H29.12.26）にかかる住居給付金は支給されません。（規則4条3項4号から6号）

①届出（新規）



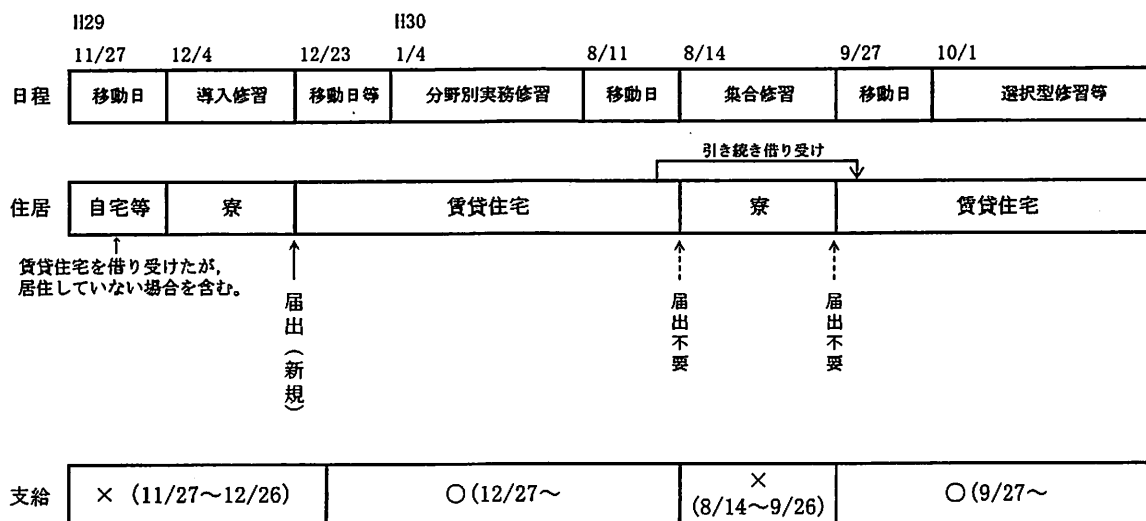
(注) 11月27日(月)に要件を具備している者は、12月4日(月)までに届け出てください。

②届出（変更）



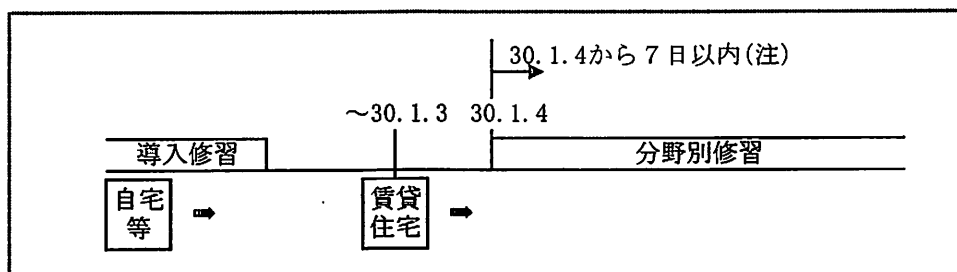
【類型D】

自宅等に居住し、導入修習及び集合修習の期間については司法研修所の寮を利用し、分野別及び選択型の実務修習の期間については賃貸住宅に転居する者



※寮に居住する期間は日割り計算の対象となる。

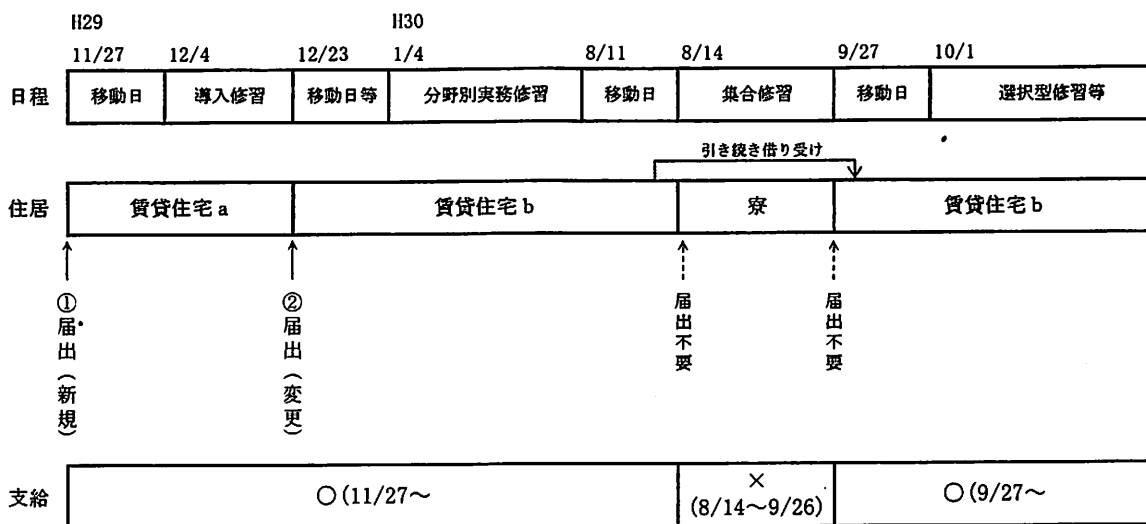
届出(新規)



(注) 分野別実務修習開始日の前日である1月3日(水)までに新たに要件を具備した場合は、1月11日(木)までに届け出てください。提出期限の詳細については、10頁の特例の項目を参照してください。

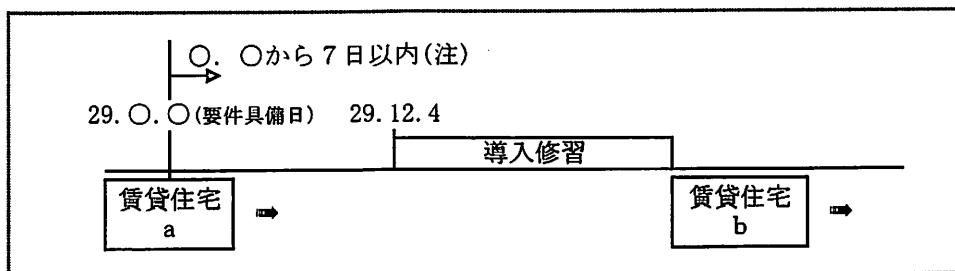
【類型E】

賃貸住宅に居住し、分野別実務修習の際に新たな賃貸住宅に転居し、集合修習の期間については司法研修所の寮を利用する者



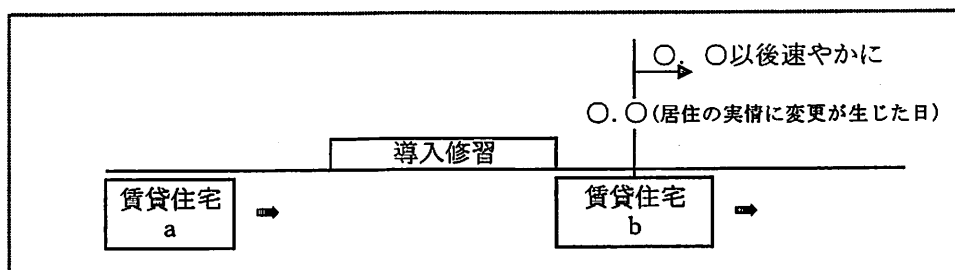
※寮に居住する期間は日割り計算の対象となる。

①届出(新規)



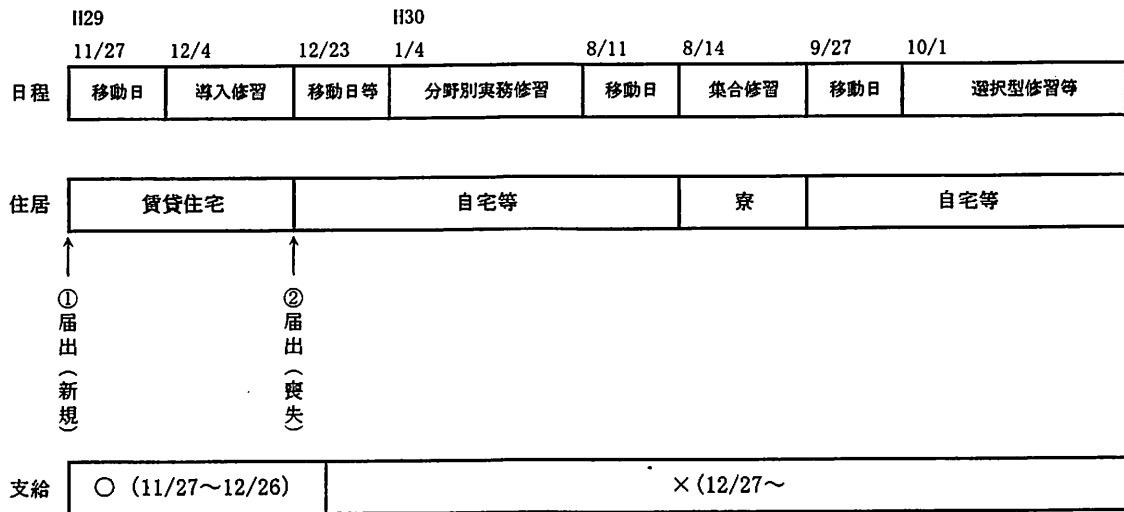
(注) 11月27日(月)に要件を具備している者は、12月4日(月)までに届け出てください。12月5日(火)以降に届け出た場合、最初の給付期間(11月27日~12月26日)にかかる住居給付金は支給されません。支給の始期の詳細については、9頁を参照してください。

②届出(変更)

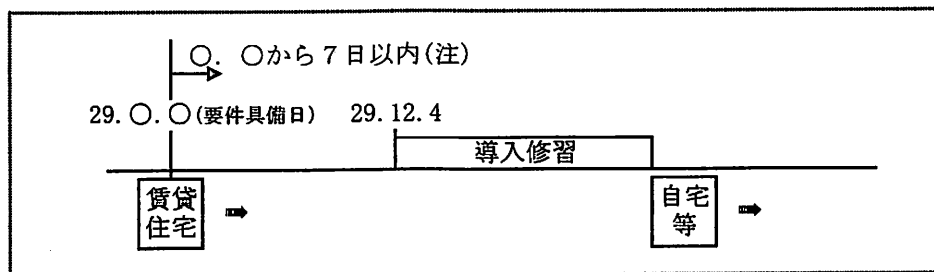


【類型F】

賃貸住宅に居住し、分野別実務修習の際に司法修習生が所有する住宅、無償住宅又は配偶者等住宅に転居し、集合修習の期間については司法研修所の寮を利用する者

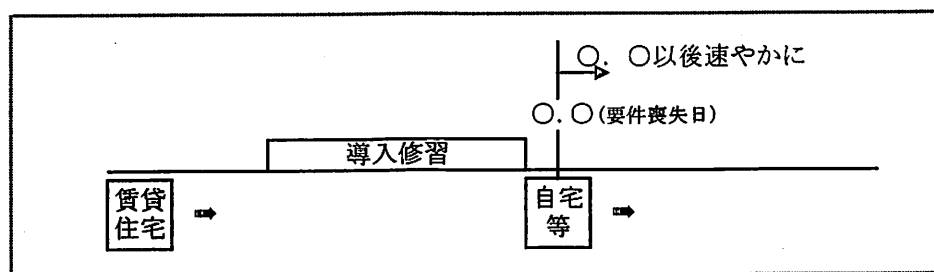


①届出(新規)



(注) 11月27日(月)に要件を具備している者は、12月4日(月)までに届け出てください。12月5日(火)以降に届け出た場合、最初の給付期間(11月27日~12月26日)にかかる住居給付金は支給されません。支給の始期の詳細については、9頁を参照してください。

②届出(喪失)



年 月 日

司法研修所長 殿

第 期司法修習生

(組 番 修習地 :)

氏名 _____ ⑩

連絡先 _____

住 居 届 (給付金関係 : 新規)

住居給付要件を具備しましたので、司法修習生の修習給付金の給付に関する規則第5条の規定に基づき届け出ます。

なお、居住の実情について、下記のとおり申述します。

記

1 賃貸住宅への入居日

年 月 日

2 賃貸借契約に関する事項

添付書類 (賃貸借契約書の写し等) のとおり

3 賃貸住宅の所有者等 (記載事項を確認の上、□に✓を付する。)

次に掲げる住宅に該当しない。

(1) 配偶者、父母又は配偶者の父母が所有する住宅

(2) 配偶者、父母又は配偶者の父母が借り受け、居住している住宅

記載例

平成〇〇年〇〇月〇〇日

司法研修所長 殿

第71期司法修習生

署名・押印を忘れずに。
連絡先は、日中確実に連絡
可能な番号を記入する。

(〇〇組〇〇番 修習地：〇〇〇)

氏名 司法太郎



連絡先 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

住居届 (給付金関係：新規)

住居給付要件を具備しましたので、司法修習生の修習給付金の給付に関する規則
第5条の規定に基づき届け出ます。

なお、居住の実情について、下記のとおり申述します。

記

1 賃貸住宅への入居日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

2 賃貸借契約に関する事項

添付書類 (賃貸借契約書の写し等) のとおり

賃貸借契約書が作成されていない場合は、賃貸人作成の賃貸借契約証明書を提出する。
証明書の様式については、総務課人事係に問い合わせる。

3 賃貸住宅の所有者等 (記載事項を確認の上、□に✓を付する。)

次に掲げる住宅に該当しない。

(1) 配偶者、父母又は配偶者の父母が所有する住宅

(2) 配偶者、父母又は配偶者の父母が借り受け、居住している住宅

年 月 日

司法研修所長 殿

第 期司法修習生

(組 番 修習地:)

氏名 _____ ④

連絡先 _____

住 居 届 (給付金関係: 喪失)

住居給付要件を喪失しましたので、司法修習生の修習給付金の給付に関する規則第5条の規定に基づき届け出ます。

なお、居住の実情について、下記のとおり申述します。

記

1 住居給付要件を喪失した日

年 月 日

2 喪失事由 (該当する□に✓を付し、必要事項を記載する。)

賃貸住宅を退去した。

その他 ()


記載例

平成〇〇年〇〇月〇〇日

司法研修所長 殿

第71期司法修習生

署名・押印を忘れずに。
連絡先は、日中確実に連絡
可能な番号を記入する。

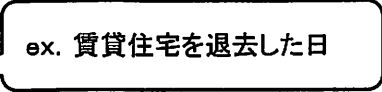
(〇〇組〇〇番 修習地：〇〇〇)
氏名 司法太郎 
連絡先 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

住居届 (給付金関係：喪失)

住居給付要件を喪失しましたので、司法修習生の修習給付金の給付に関する規則第5条の規定に基づき届け出ます。

なお、居住の実情について、下記のとおり申述します。

記

- 1 住居給付要件を喪失した日
平成〇〇年〇〇月〇〇日 
- 2 喪失事由 (該当する□に✓を付し、必要事項を記載する。)
 賃貸住宅を退去した。
 その他 ()

その他の場合は、「家賃の支払い免除」等
具体的な事由を記載する。

年 月 日

司法研修所長 殿

第 期司法修習生

(組 番 修習地 :)

氏名 _____ ④

連絡先 _____

住 居 届 (給付金関係 : 変更)

居住の実情に変更が生じたので、司法修習生の修習給付金の給付に関する規則第5条の規定に基づき届け出ます。

なお、居住の実情について、下記のとおり申述します。

記

1 居住の実情に変更が生じた日

年 月 日

2 変更事由 (該当する□に✓を付する。)

他の賃貸住宅に転居した。

なお、新たな賃貸借契約に関する事項は、添付書類 (賃貸借契約書の写し等) のとおりであり、当該住宅は、次に掲げる住宅に該当しない。

(1) 配偶者、父母又は配偶者の父母が所有する住宅

(2) 配偶者、父母又は配偶者の父母が借り受け、居住している住宅

導入修習又は集合修習に伴い、自宅等に転居した。

なお、導入修習又は集合修習の終了後は、元の賃貸住宅に戻る予定である。

記載例

平成〇〇年〇〇月〇〇日

司法研修所長 殿

第71期司法修習生

署名・押印を忘れずに。
連絡先は、日中確実に連絡
可能な番号を記入する。

(〇〇組〇〇番 修習地：〇〇〇)

氏名 司法太郎



連絡先 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

住居届 (給付金関係：変更)

居住の実情に変更が生じたので、司法修習生の修習給付金の給付に関する規則第5条の規定に基づき届け出ます。

なお、居住の実情について、下記のとおり申述します。

記

1 居住の実情に変更が生じた日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

ex. 転居日

2 変更事由 (該当する□に✓を付する。)

他の賃貸住宅に転居した。

なお書き以下についても必ず確認する。

なお、新たな賃貸借契約に関する事項は、添付書類 (賃貸借契約書の写し等) のとおりであり、当該住宅は、次に掲げる住宅に該当しない。

(1) 配偶者、父母又は配偶者の父母が所有する住宅

(2) 配偶者、父母又は配偶者の父母が借り受け、居住している住宅

賃貸借契約書が作成されていない場合は、賃貸人作成の賃貸借契約証明書を提出する。証明書の様式については、総務課人事係に問い合わせる。

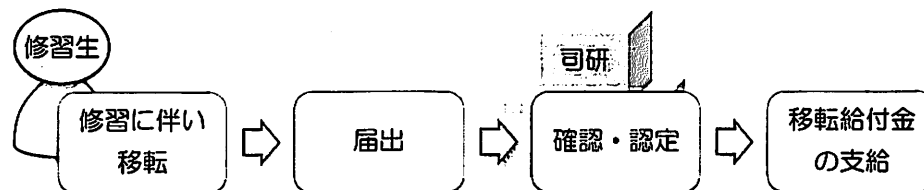
導入修習又は集合修習に伴い、自宅等に転居した。

なお、導入修習又は集合修習の終了後は、元の賃貸住宅に戻る予定である。

元の賃貸住宅に戻らない場合は「変更」ではなく「喪失」の届出が必要。

「自宅等」とは、修習生が所有する住宅、無償住宅又は配偶者等住宅をいう。(規則4条3項4号、5号)

移転給付金



◎支給要件

移転給付金の支給対象者は、修習に伴い住所又は居所を移転する必要があると認められ、かつ、現に移転（移転給付要件を具備）し、所定の様式（移転届）により移転の実情を届け出た者です。（法67条の2第5項，規則11条）

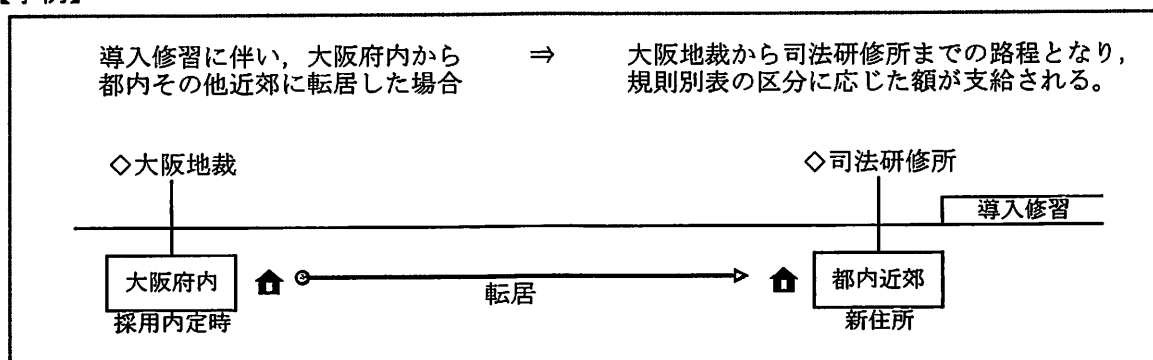
修習に伴い移転する必要があると認められることが必要ですので、すべての移転が対象となる訳ではありません。

◎路程及び支給額

次の路程に応じた規則別表（資料参照）の定額による額が支給されます。（規則10条）

対象となる移転	路程
導入修習に伴う移転	採用内定時における住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所（支部を除く。） から 司法研修所
分野別実務修習に伴う移転	司法研修所 から 実務修習地の地方裁判所（支部を除く。）
集合修習に伴う移転	実務修習地の地方裁判所（支部を除く。） から 司法研修所
選択型実務修習に伴う移転（A班のみ）	司法研修所 から 実務修習地の地方裁判所（支部を除く。）

【事例】



◎届出

提出対象者	提出書類	提出期限	提出先
移転給付要件を具備した者	移転届	移転をする原因となった修習の開始の日（やむを得ず同日後に移転をした場合は、当該移転をした日）から <u>7日以内</u>	経理課 経理係

移転給付要件を具備した者は、移転届により移転の実情を速やかに届け出る必要があります。（規則11条）

(注) (1) 認定の際に疑義が生じた場合には、別途疎明資料の提出を求めることがあります。

(2) 住所又は居所の移転をする原因となった修習の開始の日（やむを得ず同日後に移転をした場合は、当該移転をした日）から7日を経過した後に届出がされたときは、移転給付金が支給されない場合があります。（規則12条ただし書）

したがって、必ず修習開始日（又は移転した日）から7日以内（必着）に届け出てください!

年 月 日

司法研修所長 殿

第 期司法修習生

(組 番 修習地 :)

氏名 _____ ⑩

連絡先 _____

移 転 届 (給付金関係)

修習 (□導入修習 □分野別実務修習 □集合修習 □選択型実務修習) に伴い住所 (又は居所) を移転しましたので、司法修習生の修習給付金の給付に関する規則第 11 条の規定に基づき届け出ます。

なお、移転の実情について、下記のとおり申述します。

記

1 旧住所

□自宅等 □賃貸住宅 □司法研修所の寮

()

2 現住所

□自宅等 □賃貸住宅 □司法研修所の寮

()

(移転日 年 月 日)

3 証明する書類

□ 旧住所につき、賃貸借契約書の写し等を「住居届 (給付金関係)」に添付し提出 (済み・予定)

□ 現住所につき、賃貸借契約書の写し等を「住居届 (給付金関係)」に添付し提出 (済み・予定)

※ 該当する□に✓を付し、必要事項を記載する。

※ 自宅等に該当する場合、実家、親戚宅、本人所有など詳細を () に記載する。

※ 司法研修所の寮に該当する場合、寮名・棟・部屋番号を住所欄に記載する。

記載例

平成〇〇年〇〇月〇〇日

司法研修所長 殿

第71期司法修習生

署名・押印を忘れずに。
連絡先は、日中確実に連絡
可能な番号を記入する。

(〇〇組〇〇番 修習地：〇〇〇)

氏名 司法太郎



連絡先 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

移 転 届 (給付金関係)

修習 (導入修習 分野別実務修習 集合修習 選択型実務修習) に伴い住所 (又は居所) を移転しましたので、司法修習生の修習給付金の給付に関する規則第11条の規定に基づき届け出ます。

なお、移転の実情について、下記のとおり申述します。

- 記
- 1 旧住所 自宅等 賃貸住宅 司法研修所の寮
さいたま市〇〇区××町6-7-8 (親戚宅)
- 「自宅等」には、実家、親戚宅など無償住宅一般を含む。
- 導入修習に伴い移転した場合の旧住所は、採用内定時の住所を記載する。
- 2 現住所 自宅等 賃貸住宅 司法研修所の寮
大阪市××区〇〇町1-2-3-405 ()
- 3 証明する書類
 旧住所につき、賃貸借契約書の写し等を「住居届 (給付金関係)」に添付し提出 (済み ・ 予定)
 現住所につき、賃貸借契約書の写し等を「住居届 (給付金関係)」に添付し提出 (済み ・ 予定)

(移転日 平成〇〇年〇〇月〇〇日)

※ 該当する□に✓を付し、必要事項を記載する。

※ 自宅等に該当する場合、実家、親戚宅、本人所有など詳細を () に記載する。

※ 司法研修所の寮に該当する場合、寮名・棟・部屋番号を住所欄に記載する。

所得税等の取扱い

修習給付金の支給又は修習専念資金の貸与に伴い、所得税・住民税及び社会保険に関する手続が必要となる場合がありますので、遺漏のないように留意してください。

個々の司法修習生の事情によって、具体的な手続の要否、時期や方法等が異なります。手続の詳細や不明な点については、住居地を管轄する税務署等関係機関に問い合わせたり、各健康保険組合や住居地を管轄する市区町村のウェブサイト参照するなどして確認を怠らないようにしてください（司法研修所及び実務庁会においては、問合せに答えることはできません。）。

◎所得税・住民税

修習給付金のうち基本給付金及び住居給付金は、所得税法上の「雑所得」に該当するため、確定申告の対象となります。

特に、2年目（平成30年分）については、大多数の方が確定申告をしなければならないと予想されます。詳細は、税務署に問い合わせるなどして確認してください。

- (注) (1) 源泉徴収は行われません。
(2) 必要経費として控除することができる経費はありません。

また、基本給付金及び住居給付金は、所得税のほか、住民税の課税対象になります。詳細は、各市区町村のウェブサイト参照するなどして確認してください。

◎健康保険

現在、国民健康保険に加入している方は、採用後も同保険への加入を継続することになります。

他方、勤務先企業の健康保険組合等の被用者保険に加入している方や、ご家族が加入している保険制度（企業の健康保険組合等）の被扶養者として認定されている方については、国民健康保険への加入等の手続が必要となることがあります。

詳細は、健康保険組合や市区町村等に問い合わせるなどして確認してください。

◎年金

現在、第1号被保険者に該当する方は、採用後も資格の変更はありません。

他方、被用者年金制度（厚生年金等）の被保険者として第2号被保険者に該当している方や被扶養配偶者として第3号被保険者に該当している方は、原則として第1号被保険者への変更が必要となります。

詳細は、年金事務所や勤務先等に問い合わせるなどして確認してください。

(参考) 国民年金法7条1項（被保険者の資格）(抄)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、国民年金の被保険者とする。

- 一 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であつて次号及び第三号のいずれにも該当しないもの（以下「第1号被保険者」という。）
- 二 厚生年金保険の被保険者（以下「第2号被保険者」という。）
- 三 第2号被保険者の配偶者であつて主として第2号被保険者の収入により生計を維持するもの（第2号被保険者である者を除く。以下「被扶養配偶者」という。）のうち20歳以上60歳未満のもの（以下「第3号被保険者」という。）

◎その他

(1) 扶養者の扶養控除について（現在、親族等に扶養されている場合）

親族等に扶養され（扶養する親族を、以下「扶養者」という。）、所得税法上、扶養者の控除対象配偶者や控除対象扶養親族等となっている場合、原則として控除対象から外れることとなります。そのため、扶養親族等を変更する扶養控除等（異動）申告書を扶養者の勤務先に提出する（扶養者が給与所得者の場合）等の手続が必要となります。

詳細は、扶養者の勤務先等に問い合わせるなどして確認してください。

(2) 支払通知書等の発行について

修習給付金の支給及び修習専念資金の貸与については、司法修習生に対し個別の支払通知書等は発行しません。各種手続に必要な場合には、最高裁判所ウェブサイトに掲載されている支給日等一覧表や交付日一覧、振込を受けた金融機関の預貯金通帳等を利用してください。

裁判所法（抄）

昭和22年4月16日法律第59号

第六十七条の二（修習給付金の支給）司法修習生には、その修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、修習給付金を支給する。

- ② 修習給付金の種類は、基本給付金、住居給付金及び移転給付金とする。
- ③ 基本給付金の額は、司法修習生がその修習期間中の生活を維持するために必要な費用であつて、その修習に専念しなければならないことその他の司法修習生の置かれている状況を勘案して最高裁判所が定める額とする。
- ④ 住居給付金は、司法修習生が自ら居住するため住宅（貸間を含む。以下この項において同じ。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っている場合（配偶者が当該住宅を所有する場合その他の最高裁判所が定める場合を除く。）に支給することとし、その額は、家賃として通常必要な費用の範囲内において最高裁判所が定める額とする。
- ⑤ 移転給付金は、司法修習生がその修習に伴い住所又は居所を移転することが必要と認められる場合にその移転について支給することとし、その額は、路程に応じて最高裁判所が定める額とする。
- ⑥ 前各項に定めるもののほか、修習給付金の支給に関し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

司法修習生の修習給付金の給付に関する規則

平成29年8月4日最高裁判所規則第3号

司法修習生の修習給付金の給付に関する規則を次のように定める。

司法修習生の修習給付金の給付に関する規則

（基本給付金及び住居給付金の支給）

第一条 基本給付金（裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号。以下「法」という。）第六十七条の二第二項に規定する基本給付金をいう。以下同じ。）及び住居給付金（同項に規定する住居給付金をいう。以下同じ。）は、給付期間（同条第一項に規定する修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間（以下「通常修習期間」という。）をその開始の日（以下「開始日」という。）又は各月において開始日に相当する通常修習期間内の日（開始日に相当する日がない月においては、その月の末日）から各翌月の開始日に相当する日（開始日に相当する日がない月においては、その月の末日）の前日（当該前日が通常修習期間内にないときは、通常修習期間の末日）までの各期間に区分した場合における当該区分による一の期間をいう。以下同じ。）ごとに支給する。

(基本給付金の額)

第二条 基本給付金の額は、一の給付期間につき十三万五千円とする。ただし、通常修習期間の末日の属する給付期間の基本給付金の額は、当該給付期間にその末日の翌日から次の開始日に相当する日（開始日に相当する日がない月においては、その月の末日。以下同じ。）の前日までの期間を加えた期間の現日数を基礎として、日割りによって計算する。

2 次の各号に掲げる期間を含む給付期間の基本給付金の額は、当該給付期間（通常修習期間の末日の属する給付期間の場合にあつては、当該給付期間にその末日の翌日から次の開始日に相当する日の前日までの期間を加えた期間）の現日数を基礎として、日割りによって計算する。

一 司法修習生としての身分を保有しない期間（給付期間の中途において法第六十八条第一項若しくは第二項の規定により罷免された場合における罷免された日の翌日から当該給付期間の末日までの期間又は給付期間の中途において再び採用された場合における当該給付期間の初日から再び採用された日の前日までの期間をいう。第四条第三項第一号において同じ。）

二 法第六十八条第二項の規定により修習の停止を命じられた期間（第四条第三項第二号において「修習停止期間」という。）

3 司法修習生が死亡したときは、その死亡した日の属する給付期間まで基本給付金を支給し、当該給付期間の基本給付金の額は、前二項の規定の例による額とする。

(基本給付金の支給の方法)

第三条 基本給付金は、最高裁判所の定める日に、最高裁判所の定める方法により支給する。

(住居給付金の額等)

第四条 法第六十七条の二第四項に規定する最高裁判所が定める場合は、司法修習生の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母又は配偶者の父母が所有し、又は借り受け、居住している住宅及び最高裁判所がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を司法修習生が借り受けて当該住宅に居住している場合とする。

2 住居給付金の額は、一の給付期間につき三万五千円とする。ただし、通常修習期間の末日の属する給付期間の住居給付金の額は、当該給付期間にその末日の翌日から次の開始日に相当する日の前日までの期間を加えた期間の現日数を基礎として、日割りによって計算する。

3 次の各号に掲げる期間を含む給付期間の住居給付金の額は、当該給付期間（通常修習期間の末日の属する給付期間の場合にあつては、当該給付期間にその末日の翌日から次の開始日に相当する日の前日までの期間を加えた期間）の現日数を基礎として、日割りによって計算する。

一 司法修習生としての身分を保有しない期間

二 修習停止期間（次号から第六号までに掲げる期間に該当する期間を除く。）

三 司法研修所において修習するために住所又は居所の移転をした司法修習生（次号及び第五号において「移転者」という。）が最高裁判所が設けた寮又はこれに相当する施設として最高裁判所が定める施設に居住した期間

四 移転者が無償で提供される住宅又はこれに相当する住宅に居住した期間

五 移転者が第一項に規定する住宅に居住した期間

六 前三号の期間に準ずる期間として最高裁判所が定める期間

4 司法修習生が死亡したときは、その死亡した日の属する給付期間まで住居給付金を支給し、当該給付期間の住居給付金の額は、前二項の規定の例による額とする。

(住居給付金に係る届出)

第五条 法第六十七条の二第四項に規定する住居給付金の支給に関する要件（以下「住居給付要件」という。）を具備するに至った司法修習生は、住居給付要件を具備していることを証明する書類を添付して、最高裁判所の定める様式により、その居住の実情を速やかに最高裁判所に届け出なければならない。住居給付金の支給を受けている司法修習生の居住の実情に変更があった場合についても、同様とする。

(住居給付金に係る確認及び認定)

第六条 最高裁判所は、司法修習生から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その司法修習生が住居給付要件を具備するときは、その司法修習生に住居給付金を支給すべきことを認定しなければならない。

(住居給付金の支給の始期及び終期)

第七条 住居給付金の支給は、司法修習生が住居給付要件を具備するに至った日（以下この項において「要件具備日」という。）の属する給付期間の次の給付期間（要件具備日が給付期間の初日であるときは、要件具備日の属する給付期間）から開始し、司法修習生が住居給付要件を欠くに至った日の属する給付期間（その日が給付期間の初日であるときは、その日の属する給付期間の前の給付期間）をもって終わる。ただし、住居給付金の支給の開始については、第五条の規定による届出がこれに係る要件具備日から七日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する給付期間の次の給付期間（その日が給付期間の初日であるときは、その日の属する給付期間）から行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、司法修習生が、司法修習生に関する規則（昭和二十三年最高裁判所規則第十五号）第七条第一項の規定に基づき司法研修所長が地方裁判所、地方検察庁又は弁護士会に委託して行わしめる修習の開始に伴い当該修習の開始の日として最高裁判所が定める日（以下この項において「実務修習開始日」という。）の前日までに新たに住居給付要件を具備し、かつ、第五条の規定による届出を実務修習開始日から七日以内にしたときは、当該実務修習開始日の属する給付期間から住居給付金の支給を開始する。

(住居給付金の支給の方法)

第八条 住居給付金は、最高裁判所の定める日に、最高裁判所の定める方法により支給する。

(住居給付要件の事後の確認)

第九条 最高裁判所は、現に住居給付金の支給を受けている司法修習生が住居給付要件を具備しているかどうかを随時確認するものとする。

(移転給付金の額)

第十条 移転給付金（法第六十七条の二第二項に規定する移転給付金をいう。以下同じ。）の額は、最高裁判所の定める路程に応じた別表の定額による額とする。

(移転給付金に係る届出)

第十一条 法第六十七条の二第五項に規定する移転給付金の支給に関する要件（以下この条及び次条において「移転給付要件」という。）を具備するに至った司法修習生は、移転給付要件を具備していることを証明する書類を添付して、最高裁判所の定める様式により、その移転の実情を速やかに最高裁判所に届け出なければならない。

(移転給付金に係る確認及び認定)

第十二条 最高裁判所は、司法修習生から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る

事実を確認し、その司法修習生が移転給付要件を具備するときは、その司法修習生に移転給付金を支給すべきことを認定しなければならない。ただし、その届出が、住所又は居所の移転をする原因となった修習の開始の日（やむを得ず同日後に移転をした場合にあつては、当該移転をした日）から七日を経過した後にされたときは、この限りでない。

(移転給付金の支給の方法)

第十三条 移転給付金は、最高裁判所の定める日に、最高裁判所の定める方法により支給する。

(補則)

第十四条 この規則に定めるもののほか、修習給付金の支給に関し必要な事項は、最高裁判所が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十九年十一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の規定は、この規則の施行後に採用された司法修習生について適用し、この規則の施行前に採用された司法修習生については、適用しない。

別表 (第十条関係)

区 分	額
鉄道五十キロメートル未満	四六、五〇〇円
鉄道五十キロメートル以上百キロメートル未満	五三、五〇〇円
鉄道百キロメートル以上三百キロメートル未満	六六、〇〇〇円
鉄道三百キロメートル以上五百キロメートル未満	八一、五〇〇円
鉄道五百キロメートル以上千キロメートル未満	一〇八、〇〇〇円
鉄道千キロメートル以上千五百キロメートル未満	一一三、五〇〇円
鉄道千五百キロメートル以上二千キロメートル未満	一二一、五〇〇円
鉄道二千キロメートル以上	一四一、〇〇〇円

備 考

路程の計算については、水路及び陸路四分の一キロメートルをもって鉄道一キロメートルとみなす。